No.1 〇豊明市議会定例会11月緊急議会会議録(第1号)

平成25年11月1日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員 2番 毛 受 明 宏 議員 3番 近藤 千鶴 議員 4番 近藤善人 議員 近藤惠子議員 藤 江 真理子 議員 5番 6番 7番 近藤 郁子議員 8番 三浦桂司 議員 一 色 美智子 議員 10番 杉浦光男 議員 9番 12番 山盛 左千江 議員 11番 早川 直彦議員 13番 平野龍司議員 14番 平 野 敬 祐 議員 15番 村山金敏議員 16番 安井 明 議員 17番 月岡修一議員 18番 堀田勝司 議員 19番 前 山 美恵子 議員 20番 伊 藤 清 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長石川晃二君

議事課長補佐

馬 場 秀 樹君

兼議事担当係長

庶務担当係長 濵 島 早代江君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長 小 浮 正 典君 行政経営部長 伏屋 一幸君 健康福祉部長 原 田 一 也君 成 田 泰 彦君 消 防長 企画政策課長 小 串 真 美君 高齢者福祉課長 浅 田 利 一君 都市計画課長 堀 田 彰 君 会計管理者 深谷 義 己君 監査委員事務局長 阪 野 正 男君

長 市野光信君 教 育 市民生活部長 石 川 順 一君 横 山 孝 三君 経済建設部長 教 育 部 長 津田潔君 財政課長 吉 井 徹 也君 保険医療課長 加 藤 賢 司君 環境課長 土 屋 正 典君

兼出納室長

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 動議第3号 特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について

- 6. 本日の会議に付した案件
 - (1) 会議録署名議員の指名
 - (2) 動議第3号
 - (3) 豊明インター周辺活性化対策特別委員会の委員の選任
 - (4) 意見書案第5号 特定秘密保護法案に対し慎重な対応を求める意見書

午後1時5分開議

No.2 〇議長(伊藤 清議員)

本日は休会の日でありますけれども、議事の都合により緊急に会議を開催をいたしましたところ、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 25 年 11 月緊急議会を開きます。

今 11 月緊急議会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.3 〇議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今 11 月緊急議会の運営について、去る 10 月 22 日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせがしてありますので、主な事項についてのみご報告をいたします。

初めに、動議第3号 特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査については、本日の議事日程に組み入れることとし、提案理由の説明及び質疑の後、委員会付託を省略し、討論・採決することといたしました。

次に、今 11 月緊急議会の議会期間につきましては、本日の1日間といたしました。 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 〇議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告がありましたとおり、今 11 月緊急議会の議会期間は、本日の1日間といたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に 従い会議を進めます。 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第88条の規定により、今11月緊急議会の会議録署名議員に、7番近藤郁子議員と13番平野龍司議員を指名いたします。

日程2、動議第3号 特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明願います。

(休憩の声あり)

No.5 〇議長(伊藤 清議員)

議事の都合により、暫時休憩といたします。

午後1時7分休憩

午後1時10分再開

No.6 〇議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

動議第3号について、提出者であります堀田勝司議員より登壇にて説明を願います。

No.7 〇18番(堀田勝司議員)

動議第3号 特別委員会の設置でありますが、提案理由として、地方自治法第 109 条第 4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定によって提案をするものであります。

主な内容で言いますと、要望書といたしまして、大脇区長、阿野区長、そして大脇土地改良区の方々より要望書が提出されております。

23 号線インターを活性化するために、市議会内に特別委員会を早急に設置いただくことを要望しますということであります。

かねてより、豊明市議会に 23 号線豊明インター周辺の活性化を目的とする特別委員会 がありましたが、ただいまはありません。

今、市の総合計画において、23 号線周辺の活性化の位置づけは、重大な施策として喫 緊の課題として位置づけられております。

また地域住民としても、ぜひとも 23 号線インター周辺の活性化を望むもので、そして、新 しい地域活性化の動きもあるように見受けられます。

よって、今ここに豊明市発展のために、豊明市議会に改めて23号線インター周辺活性

化対策特別委員会を早急に設置していただき、23 号線インター周辺の活性化のために後押しをしていただくように要望しますというような要望がまいっておりますので、議員の皆さんの賛同をお願いして、提案理由とさせていただきます。

No.8 〇議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.9 O12番(山盛左千江議員)

ただいまの特別委員会設置についてお尋ねいたします。

提案説明の中で、区長さん、あるいは土地改良区の方から要望書が出たということがありましたが、この同様の内容の要望書が、市長に対しても提出されているかどうかということについて、ご認識がありましたら、よろしくお願いいたします。

市、議会、両方に、こういった住民の方々からの要望があったかどうかについて確認したいので、お願いいたします。

もし、提案者がわからない場合、当局で回答が得られる部分がありましたら、可能であればお願いしたいと思います。

以上です。

No.10 〇議長(伊藤 清議員)

答弁を願います。

堀田勝司議員。

No.11 O18番(堀田勝司議員)

正確には把握しておりませんが、この方たちのお話の中に、市長にも出したいというような、お話の過程であったことはありますが、正確には、市長部局のほうで確認していただく以外にないと思います。

No.12 〇議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.13 〇議長(伊藤 清議員)

ないようでありますので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。本案は、議員提出案件でありますので、豊明市議会会議規則第 37 条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.14 〇議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.15 〇議長(伊藤 清議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

動議第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.16 〇議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第3号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま可決されました豊明インター周辺活性化対策特別 委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませ んか。

(異議なしの声あり)

No.17 〇議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました豊明インター周辺活性化対策特別委員会の委員の選任を直ちに日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。ただいまから、特別委員会の委員の選任についてご協議を願うため、暫時休憩といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.18 〇議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、暫時休憩といたします。

午後1時16分休憩

午後1時39分再開

No.19 〇議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。豊明インター周辺活性化対策特別委員会の委員は、お手元に配付を しております特別委員会の委員選任表のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.20 〇議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、豊明インター周辺活性化対策特別委員会の委員は、お 手元に配付をしております特別委員会の委員選任表のとおり決しました。

お諮りいたします。ただいまより、豊明インター周辺活性化対策特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後1時40分休憩

午後1時55分再開

No.21 〇議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に、豊明インター周辺活性化対策特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長には、平野龍司議員、副委員長には、三浦桂司議員が互選されました。

正副委員長さんには、ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

さらに、意見書案第5号が追加提案され、その取り扱いについて、議会運営委員会でご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

堀田勝司議会運営委員長。

No.22 〇議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果 についてをご報告申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第5号の追加提案がありましたので、本日予定されております議事日程の終了後、日程に追加することとし、提案説明を行った後、質疑及び委員会付託を省略し、討論・採決することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.23 〇議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま報告されましたとおり、意見書案第5号を直ちに日程に追加 し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.24 〇議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第5号を直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

山盛左千江議員、登壇にて説明願います。

No.25 **〇12番(山盛左千江議員)**

それでは、意見書案第5号について、朗読をもって提案説明とかえさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

特定秘密保護法案に対し慎重な対応を求める意見書。

豊明市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、地方自治法第 99 条の規定により議会の議決を必要とするからであります。

1枚、おめくりください。

特定秘密保護法案に対し慎重な対応を求める意見書。

安倍内閣は10月25日、国の機密情報を漏らした公務員らへの処罰を強化する「特定秘密保護法案」を閣議決定し、国会に提出した。

同法案は「特定秘密」の対象を、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動防止」 の4分野とした中で、国の存立にとって重要な情報としている。しかし、その範囲が明確で なく、秘密の指定範囲や基準があいまいで、恣意的な運用の余地が残り、知る権利を阻 害する恐れが指摘されている。

「特定秘密」情報の取り扱い者には「適正評価」が実施され、思想信条すら含む個人情報の徹底的な調査と管理が行われる。しかもそれは本人の周辺にいる者にまで及び、重大なプライバシー侵害と個人の国家統制の危険性が懸念される。

記憶に新しいが、放射性物質の拡散予測の情報が適切に公開されず、一部の住民がより放射線量の高い地域に避難したことが事後に明らかになった。核施設に対するテロ活動防止の観点から、公共の安全と秩序維持を理由に、こうした情報が「特定秘密」の対象に指定される可能性は極めて高く、国民の生命と財産を守る為に有益な情報が掩蔽されることに不安の声があがっている。

本法案に対するパブリックコメントはわずか2週間で締め切られたが、9万件を超える意見が寄せられ、反対する意見は約8割にのぼった。また、日本弁護士連合会では、憲法に謳われている基本的人権を侵害する可能性があるとして、同法案の制定に対して反対の立場を明確にしている。

今、重要なのは徹底した情報公開の推進であり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない。民主主義社会は市民の自由な討議と政治への市民参加によって実現されるものであり、主権者である国民が、知る権利・情報公開の制限に懸念と疑念を感じることは当然といえよう。

さらに、安倍政権は本法案を「国家安全保障会議」と表裏一体の関係と位置づけている。国民的議論も一切なされていない中で、なし崩しに日本国憲法の原則である平和主義の根幹を揺るがすことは到底許されるものではない。

よって、当市議会は国に対し、特定秘密保護法案に対し、慎重な対応をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 11 月 1日

提出先 内閣総理大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 伊藤 清

以上です。

皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

No.26 〇議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案は意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直 ちに討論・採決に入りたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.27 〇議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、本案は質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

No.28 〇6番(藤江真理子議員)

意見書案第5号 特定秘密保護法案に対し慎重な対応を求める意見書に、賛成の立場

で討論をいたします。

今の提案の説明にもありました、国民的議論がとても熟しているとは私も思いません。 いろんな、この法案によってのプラス面、マイナス面について、慎重な対応を求めるとい う要望の意見書ですので、それには異議はありませんので、賛成といたします。

No.29 〇議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.30 〇議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立)

No.31 〇議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、意見書案第5号は否決されました。

以上で今11月緊急議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

本日のご審議、ご苦労さまでした。

本日は、これをもちまして散会といたします。

午後2時3分散会

copyright(c) Toyoake City.